

長野市緊急時における子ども支援ネットワーク 規約

第1条（名称）

この組織の名称は「長野市緊急時における子ども支援ネットワーク」とする。

第2条（目的）

この組織は、災害などの緊急時に、子ども支援活動が効果的に行われるために、行政とともに、地域・分野・セクターを超えた関係者同士の連携を促進し、長野市のどこで災害がおきても、全ての子どもとその家族に必要な支援が適切に提供できる体制づくりを行い、子どもたちの権利を守ることに寄与することを目的として活動する。

第3条（事業）

この組織は、第2条の目的を達成するために、長野市において以下の事業を行う。

- （1） 緊急時の子ども支援に関する連携促進及び、支援体制の整備、担い手の育成事業
- （2） 緊急時における子ども支援コーディネート及び子ども支援事業
- （3） その他、この組織の目的を達成するために必要と認められる事業

第4条（会員）

この組織は、第2条の目的に賛同した団体及び個人の会員をもって組織する。

- 2 会員は、別に定める子どものセーフガーディングのための行動規範へ誓約署名をし、各種活動に可能な範囲で参加する。

第5条（登録）

この組織に登録を希望するものは、別に定める登録申込書を代表者に提出するものとする。

- 2 代表は、前項の申し込みがあったとき、運営委員会にこれを諮り承認を得た上で、これを拒否する正当な理由のない限り、登録を認めなければならない。
- 3 代表は第1項の登録を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第6条（会費）

会員は、運営委員会において定める別表1の会費を納入しなければならない。

第7条（解除）

会員は、別に定める解除届を代表者に提出して、任意に登録解除することができる。

第8条（除名）

会員が次のいずれかに該当するときは、運営委員会の議決により、これを除名することができる。

- （1） この規約及び別に定める子どものセーフガーディングのための行動規範に違反したとき。
- （2） この組織の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第9条（組織）

この組織は、事業達成のために必要に応じてチームもしくはプロジェクトを組むことができる。

第10条（役員及び職務）

この組織に以下の役員を置く。

- （1） 運営委員 5人以上、15人以下
 - （2） 監事 1人以上、3人以下
- 2 運営委員の内1名を代表、若干名を副代表とする。
 - 3 代表は、この組織を統括し、組織を代表する。
 - 4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けるときは、その職務を代行する。
 - 5 監事は、この組織の事業及び会計について監査する。
 - 6 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第11条（総会）

この組織の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、年1回開催する。
- 3 臨時総会は、代表が必要と認めるときに開催する。
- 4 総会は、代表が招集する。
- 5 総会は、規約の変更、事業報告・決算、事業計画・予算、役員選任及びこの組織の活動に関する重要事項を議決する。
- 6 総会は会員の過半数の出席者をもって成立する。

- 7 総会の議長は、その総会に出席した会員から選出する。
- 8 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 9 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、オンライン会議システム（Web 会議システム）を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

第12条（運営委員会）

この組織の活動を推進することを目的とした運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、役員をもって構成する。
- 3 運営委員会は、必要に応じて定例会を開催し、以下の事項を議決する。
 - (1) 事業の実施及び予算執行に関する事項
 - (2) チームもしくはプロジェクトの設置運営に関する事項
- 4 運営委員会は、代表が招集する。
- 5 運営委員会の議長は、代表又は副代表がこれにあたる。
- 6 運営委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 7 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない委員は、オンライン会議システム（Web 会議システム）を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

第13条（相談役）

長野市こども未来部より、相談役を1名依頼する。

- 2 相談役は、この組織の活動についての相談、助言を行う。
- 3 相談役は、行政の窓口機能を担い、この組織との連絡調整などを行う。
- 4 相談役任期は1年とし、再任を妨げない。

第14条（事務局）

この組織の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局スタッフは、代表が委嘱する。

第15条（会計）

この組織の運営及び事業に要する経費は、会費、助成金などの収入をもってあてる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第16条（その他）

この規約にない事項については、別に定めることとする。

附則

この規約は、2023年2月12日より施行する。

初年度の会計年度は、2023年2月12日から、2024年3月31日までとする。

別表1

	登録会費	年会費
団体会員	3,000円	当面不要
個人会員	1,000円	当面不要